

## 令和4年度環境配慮行動拡大モデル事業企画運営業務 企画提案競技審査要領

### (目的)

第1 本要領は、令和4年度環境配慮行動拡大モデル事業企画運営業務の契約候補者（以下「候補者」という。）を選定するために行う企画提案競技の審査について必要な事項を定めるものである。

### (審査員の構成)

第2 審査員は、別に定める者とする。

### (審査方法)

第3 審査は、本企画提案競技の参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションをもとに、審査票（様式1）に記載された評価基準に基づいて行う。

2 審査員は、プレゼンテーション終了後、審査票に記載された評価項目毎に評価点を付して評価を行う。

3 前項の場合において、4者以上の参加者が候補者となったときは、全審査員の評価点の合計が高い順に3者程度の候補者を選定する。

4 参加者が3者以下であった場合でも、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、審査員の評価点平均が6割以上である場合に候補者とする。

### (事務局)

第4 本企画提案競技の事務局は、青森県環境生活部環境政策課環境管理グループに置く。

2 本企画提案競技に必要な資料は、事務局が作成する。

### (附則)

この要領は、令和4年4月13日から施行する。